

景観法及びさいたま市景観条例に基づく届出等について

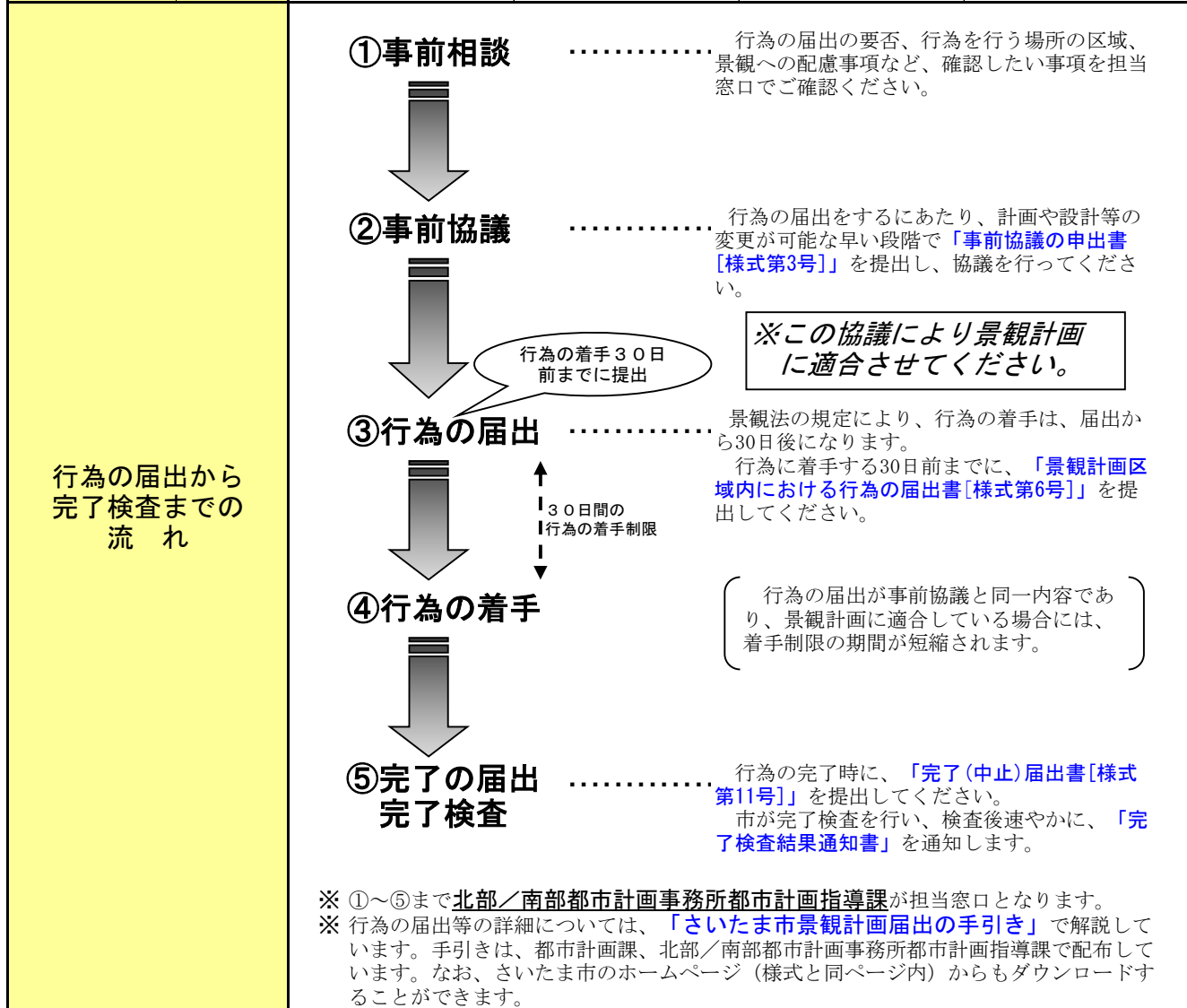
さいたま市では、「さいたま市景観計画」及び「さいたま市景観条例」に基づき、一定規模以上の建築物の建築等、工作物の建設等及び物件の堆積を行う行為者に届出等を行っていただくことにより、優れた都市景観形成への誘導を図っています。

以下、「届出対象要件」に該当する場合には、行為の届出が必要となります。行為の届出等にあたっては、[北部／南部都市計画事務所都市計画指導課](#)が窓口となります。

なお、様式はさいたま市のホームページに掲載しています。

[さいたま市のトップページ](#)>[暮らし・手続き](#)>[まちづくり・交通](#)>[都市景観](#)>[「さいたま市景観計画」の策定](#)・[「さいたま市景観条例」の制定](#)

		建築物	工作物	宮原景観形成特定地区	物件の堆積
届出対象要件 (高さ又は建築面積等の要件のいずれかに該当する場合)	区域	市内全域		北区宮原町1丁目及び植竹町1丁目の各一部	市街化調整区域
	行為の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築若しくは移転 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替 ・色彩の変更 			—
	高さ	高さ12mを超える	高さ12mを超える(建築物と一体の場合は4mを超え、かつその工作物の上端が12mを超える)	全てのもの	物件の堆積の高さが1.5mを超える
	面積	建築面積が1,000㎡を超える	築造面積が500㎡を超える		敷地面積が500㎡を超える



※届出等に関するお問合せは、[北部／南部都市計画事務所都市計画指導課](#)までお願いします。

行為の場所が「西区」・「北区」・「大宮区」・「見沼区」・「岩槻区」の場合、[北部都市計画事務所都市計画指導課](#)(Tel:048-646-3178)
 行為の場所が「中央区」・「桜区」・「浦和区」・「南区」・「緑区」の場合、[南部都市計画事務所都市計画指導課](#)(Tel:048-840-6178)